

2025年度業績概況

金融経済環境

2025年度の我が国経済は、米国の通商政策の影響から一部に弱めの動きもみられましたが、総じて緩やかな回復が続きました。企業収益は、米国の関税引き上げの影響を受けつつも、全体として高水準を維持しており、生産性向上のための省力化・デジタル化など設備投資の増加につながる動きがみられました。個人消費は、物価上昇の影響を受けながらも、賃金上昇や雇用情勢の改善を背景に底堅く推移しました。

迎える2026年度は、当初、引き続き緩やかに回復することが期待され、海外経済の緩やかな成長が見込まれる中、企業収益は、製造業などで米国の通商政策の影響を受けつつも、内外経済の成長のもとで増益基調となることが予想されていました。個人消費も人手不足や最低賃金の引き上げなどを背景に個人の所得環境は改善しており、緩やかな持ち直しが続くと思われていました。しかし、中東情勢の緊迫化に伴うコスト増加や原材料等の供給不安、日中関係の悪化によるレアアースの輸出規制の深刻化、米国中間選挙を前に米国の通商政策による各国との対立が深まる等の影響により、景気の下振れリスクが懸念されます。

このような状況下、金融面では、金融機関の積極的な貸出姿勢や資金繰り支援によって東海3県の金融機関の貸出は前年を上回りました。日本銀行による利上げの影響などから貸出金利が上昇している一方、預金金利も上昇して預金獲得競争も激化し調達コストが上昇しており、金融機関を取り巻く環境は厳しい状況となることが予想されます。

そうした中、多くの事業者は、足元の原材料費や人件費の上昇、人手不足・後継者不足などによって経営が圧迫されています。そのような事業者が、デジタル化や設備更新によって生産性向上や事業承継による技術・顧客基盤維持ができるよう、後押ししていくことが、当金庫の収益基盤を強化し持続可能なビジネスモデルを確立するという観点からも重要です。

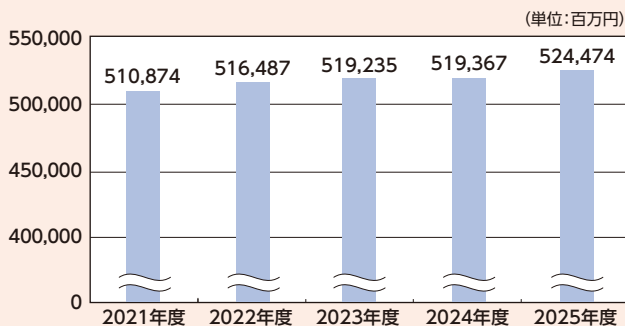
業績

事業計画に基づき、収益強化に向けた諸施策を推進した結果、2025年度の業績は以下のとおりとなりました。

預金積金

預金について、定期性預金はターゲットを絞った推進を行った結果、増加しました。流動性預金は事業者の手元確保などにより法人預金が増加する一方で、個人預金が減少した結果、微増となりました。

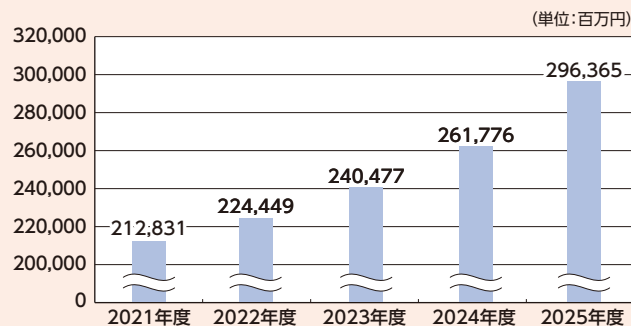
期末時点での実績は、残高5,244億円、期中増加額51億円、同増加率0.98%となりました。



貸出金

貸出金については、物価高・原材料高の影響を受けている事業者などに対して積極的な支援を行った結果、主として事業者向け貸出金が増加しました。個人向け貸出についても、びしんマネーコンサルティングプラザを中心とした推進により住宅ローンが増加するとともに、堅調に推移する個人消費を受け、消費者ローンも増加しました。

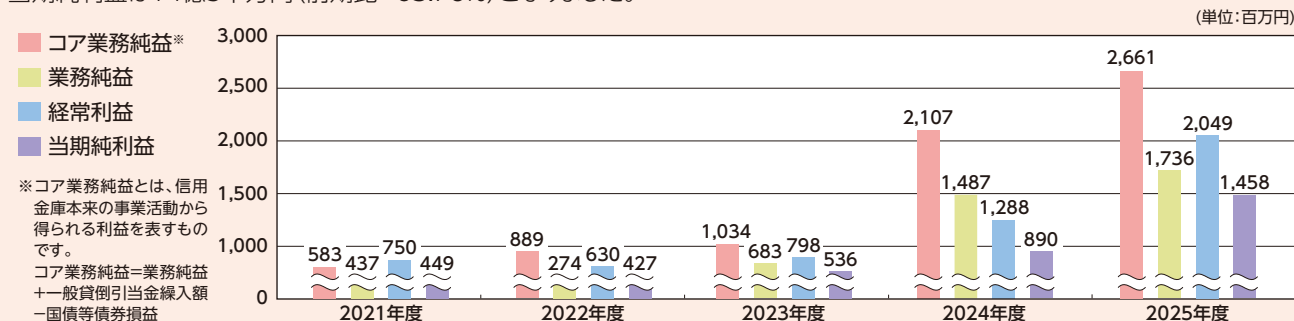
期末時点での実績は、残高2,963億円、期中増加額345億円、同増加率13.21%となりました。



損益

貸出金利息や預け金利息の増加が、預金利息や有価証券のメンテナンス等によるその他業務費用の増加を上回ったこと等により業務純益は17億3千万円(前期比+16.77%)となりました。

また、与信関連費用が増加したものの、株式等売却益を計上したことから、経常利益は20億4千万円(前期比+59.10%)、当期純利益は14億5千万円(前期比+63.78%)となりました。



2025年度業績概況

不良債権の状況

金融再生法に基づく資産査定の結果、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権の合計額は41億円となりました。このうち35億円が担保・保証及び引当により保全されており、その合計額に対する保全率は86.3%となっております。

また、これとは別に内部留保として137億円が積み立てられていますので不良債権への備えは万全です。

なお、信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況は以下のとおりです。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2024年度	1,800	1,800	1,085	715	100.0	100.0
	2025年度	1,765	1,765	865	900	100.0	100.0
危 険 債 権	2024年度	2,147	1,760	1,321	439	81.9	53.1
	2025年度	1,829	1,589	1,190	399	86.8	62.4
要 管 理 債 権	2024年度	467	222	125	97	47.5	28.3
	2025年度	565	240	127	113	42.4	25.7
三 月 以 上 延 滞 債 権	2024年度	—	—	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	2024年度	467	222	125	97	47.5	28.3
	2025年度	565	240	127	113	42.4	25.7
小 計 (A)	2024年度	4,415	3,782	2,531	1,251	85.6	66.4
	2025年度	4,160	3,594	2,182	1,412	86.3	71.3
正 常 債 権 (B)	2024年度	257,656					
	2025年度	292,541					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	2024年度	262,072					
	2025年度	296,701					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

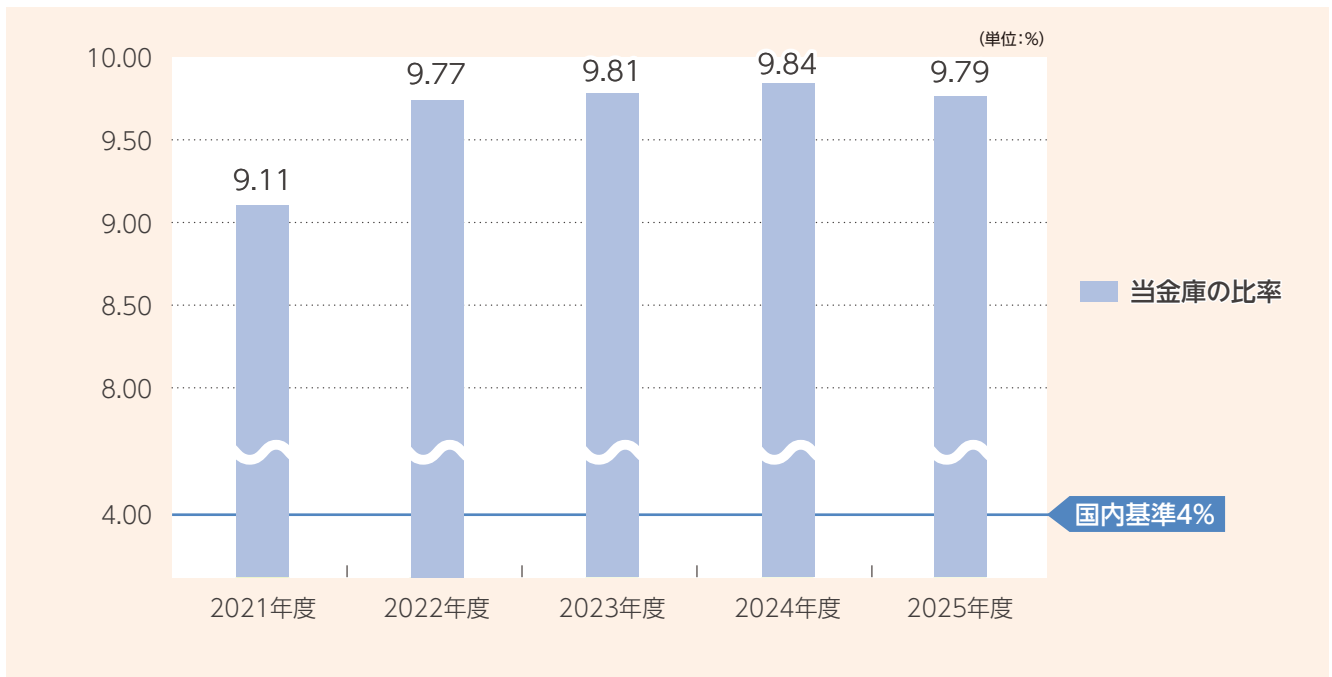
2025年度業績概況

自己資本比率の状況

当金庫の自己資本は、地域のお客様からの出資金及び内部留保の積み立てにより構成されております。また、金融機関の健全性を示す重要な指標の一つである自己資本比率は9.79%と国内基準の4%と比較して高い水準にあり、財務体質は高い健全性を維持しております。

自己資本比率の算出式

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額}}{\text{信用リスク・アセット} + \text{オペレーショナル・リスク相当額を8\%で除して得た額}} \times 100(\%)$$



●詳細についてはP.42をご参照ください。

事業の展望及び対処すべき課題

2026年度は、中期3カ年経営計画の最終年度となります。そのメインテーマは2031年度末に向けて「尾張No.1の信用金庫になる」ことであり、実現に向けた施策に取組んでいきます。

その施策として、2026年度は①収益力を引き上げ②自己資本の積み上げを進め③幹部役職員はリーダーシップを発揮し④役職員は他流試合により優れた仲間をメンターとして得て⑤職員の物心両面の幸福を追求し⑥清洲・北名古屋方面に新店舗開設計画を進め⑦総資金利鞘を高め⑧貸出金利息収入増加率を東海4県下信用金庫のNo.1になることに取り組みます。さらなる収益力の向上を目指すとともに、リスク・アセットに対する意識を高めることで、その増加を抑制して自己資本の充実を図り健全性を高めていきます。また、地域金融機関としての役割を果たすため、悩みを抱える地域の事業者や個人のお客様を支えていきます。役職員は、お客様の悩みに気づき、悩みから逃げず、対話を通じて解決に向けた支援を行うための取組みを推進し、実践していきます。

こうした取組みを着実に実施するためには、経営管理体制の充実・強化が不可欠となります。そして、経営基盤を強化し、持続可能なビジネスモデルを確立することが重要となります。取り巻く環境の変化に対し、経営陣が主体的な役割を担って、時間軸を意識した果断な経営判断を行い、業務全般に対しPDCA管理を行っていきます。